

## (11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年8月10日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 倉吉市 個人

乙 倉吉市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金547,668円を甲に、247,417円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金899,128円を甲に支払うものとすること。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成28年1月8日

(2) 事故発生場所

倉吉市仲ノ町地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部農業大学校所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

また、追突したはずみで、当該軽乗用自動車が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。